

板橋区うつ病躁うつ病家族教室事業実施要綱

(平成 22 年 4 月 1 日 区長決定)

(改正 令和 6 年 3 月 25 日)

(目的)

第 1 条 うつ病躁うつ病家族教室(以下、「教室」という。)は、うつ病躁うつ病の基礎知識及び適切な対応方法の習得を促進することにより、うつ病躁うつ病治療中の方及び家族の支援を図ることを目的とする。

(対象者)

第 2 条 対象者は、うつ病躁うつ病治療中の方又はその家族とし、区内に在住・在勤・在学する者とする。

(費用)

第 3 条 教室の参加費は無料とする。

(内容)

第 4 条 教室は、講義及びグループワークを行う。

(講師)

第 5 条 うつ病躁うつ病治療中の方及び家族への支援に関する専門家とする。

(実施報告)

第 6 条 健康推進課は、教室に関する実施記録を作成し、3 年間保存する。

(連携)

第 7 条 参加者について個別相談を必要とする場合、参加者同意のもと健康福祉センターに情報提供し、連携を図る。

(委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか教室の実施に関し必要な事項は、保健所長が定める。

付 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。